

広島県水道広域連合企業団管理規程第42号

広島県水道広域連合企業団契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団契約規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団契約規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約保証金)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)―(4) (略)</p> <p>(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「<u>地自令</u>」という。）第167条の5第1項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(担保の価値)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の規定により指定した金融機関の手形割引率によって割り引いた金額</u>）</p> <p>(5)―(6) (略)</p> <p>(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)</p> <p>第8条 契約担当職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の監督を行う職員の職務と同項の検査を行う職員の職務を兼ねさせてはならない。</u></p> <p>(部分払の限度額)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定により部分払をする場合において、<u>地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「<u>地企令</u>」という。）第21条の7第3号又は地自令附則第7条に規定する経費の支払につき前金払をしているときは、同</u></p>	<p>(契約保証金)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)―(4) (略)</p> <p>(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「<u>令</u>」という。）第167条の5第1項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(担保の価値)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「<u>法</u>」という。）第235条第1項の規定により指定した金融機関の手形割引率によって割り引いた金額</u>）</p> <p>(5)―(6) (略)</p> <p>(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)</p> <p>第8条 契約担当職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、<u>法第234条の2第1項の監督を行う職員の職務と同項の検査を行う職員の職務を兼ねさせてはならない。</u></p> <p>(部分払の限度額)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定により部分払をする場合において、<u>令第163条第3号又は附則第7条に規定する経費の支払につき前金払をしているときは、同項の規定により支払うべき金額から、当該前金払金額に、工事、製造又は修繕にあ</u></p>

項の規定により支払うべき金額から、当該前金払金額に、工事、製造又は修繕にあつてはその出来形歩合、物件の納入にあつてはその納入の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(前払金に係る契約等の履行遅滞による損害賠償等)

第12条 契約担当職員は、地企令第21条の7第3号若しくは第4号又は地自令附則第7条に規定する経費について前金払をした場合において契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らないときは、前条第1項の損害賠償金のほか、契約の相手方に遅延日数に応じ、支払済の前金払金額(第9条第2項の規定により部分払の支払につき控除した金額がある場合は、その控除した金額を当該前金払金額から控除した金額)につき年14.5パーセントの割合で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

(入札保証金)

第14条 (略)

(1)―(2) (略)

(3) 地自令第167条の5第1項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 (略)

(入札の公告)

第16条 契約担当職員は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少なくとも10日前(1件の予定価格が50万円以上である建設工事の請負契約にあつては、15日前)に掲示その他の方法をもって地自令第167条の6第1項の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間は5日までを短縮することができる。

(再度入札)

第22条 契約担当職員は、地自令第167条の8第4項に規定する再度の入札をするときは、5回を超えてこれをしてはならない。

(随意契約によることができる場合)

第29条 地企令第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

(地企令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定による随意契約の方法により契約を締結する場合の手続)

第30条 契約担当職員は、地企令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとする場合

つてはその出来形歩合、物件の納入にあつてはその納入の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(前払金に係る契約等の履行遅滞による損害賠償等)

第12条 契約担当職員は、令第163条第3号若しくは第4号又は附則第7条に規定する経費について前金払をした場合において契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らないときは、前条第1項の損害賠償金のほか、契約の相手方に遅延日数に応じ、支払済の前金払金額(第9条第2項の規定により部分払の支払につき控除した金額がある場合は、その控除した金額を当該前金払金額から控除した金額)につき年14.5パーセントの割合で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

(入札保証金)

第14条 (略)

(1)―(2) (略)

(3) 令第167条の5第1項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 (略)

(入札の公告)

第16条 契約担当職員は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少なくとも10日前(1件の予定価格が50万円以上である建設工事の請負契約にあつては、15日前)に掲示その他の方法をもって令第167条の6第1項の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間は5日までを短縮することができる。

(再度入札)

第22条 契約担当職員は、令第167条の8第4項に規定する再度の入札をするときは、5回を超えてこれをしてはならない。

(随意契約によることができる場合)

第29条 令第167条の2第1項第1号の管理規程で定める額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

(令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約の方法により契約を締結する場合の手続)

第30条 契約担当職員は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとする場合は、

は、あらかじめ、当該契約をしようとする物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1)―(3) (略) 2―3 (略)	あらかじめ、当該契約をしようとする物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1)―(3) (略) 2―3 (略)
---	---

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。